(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(2)(1)　立木は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　間伐及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）
(三)　保安林として指定された目的　水源の涵養
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市・久留米市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）、久留米市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
1　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(2)(1)　立木は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づき、その旨をあわせて告示する。

令和八年八月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川子吉川水系鳥海ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字滝ノ上、字翁畑、字清水沢、字境堂、字舘ノ下、字杉峠、字倉ノ下、字岩ノ下、字繁沢、字後山、字清水尻、字田中沢、字山ノ沢、字中村、字山花、字大赤、字中田岱、字前沢山、字野添、字楢実沢、字梵天平、字下向、字高野台、字遠上山、字遠上、字中田代、字中田代山国有林及び字手代沢国有林地内

2　使用の部分　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字滝ノ上及び字後山地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

「一級河川子吉川水系鳥海ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、「一級河川子吉川水系鳥海ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であることから、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち、「これに伴う市道付替工事」（以下「関連事業」という。）は、本体事業の施行により遮断される市道倉ノ下線及び市道高野台線の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

また、本体事業は、一級河川子吉川水系子吉川（以下単に「子吉川」という。）に係る工事であり、河川法第９条第１項の規定により、一級河川の管理（河川工事を含む。）は国土交通大臣が行うものとされていることに加え、関連事業は、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、市道の道路管理者である由利本荘市長の同意を得ていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

子吉川は、その源を秋田・山形県境の鳥海山（標高2,236m）に発し、笹子川等の支川を合わせて本荘平野を貫くように流れ、日本海に注ぐ、幹川流路延長61㎞、流域面積1,190㎢の一級河川である。

子吉川水系の流域（以下「本流域」という。）は、由利本荘市をはじめとする４市１町で形成され、本流域の上流部は、国定公園に指定されている鳥海山を中心とした豊かな自然に恵まれ、下流部は、古くから秋田県有数の穀倉地帯である本荘平野が広がるほか、本流域にはＪＲ羽越本線、由利高原鉄道及び国道７号・105号等の基幹交通施設が存することに加え、高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道が整備中であるなど、秋田県南西部の社会、経済、文化における重要な地域である。

しかしながら、本流域は、度々洪水に見舞われており、その中でも昭和22年７月の梅雨前線及び低気圧に伴う大雨による洪水では、家屋の全半壊26戸、床上浸水1,434戸、床下浸水842戸、農地の浸水4,113haに及ぶ戦後最大規模となる被害が発生している。また、近年でも、平成23年、平成25年及び平成29年に洪水が発生したほか、令和６年７月の梅雨前線及び低気圧に伴う大雨による洪水では、戦後第３位となる最大流量を記録し、家屋の全半壊43戸、床上浸水38戸、床下浸水54戸、農地の浸水889haに及ぶ大規模な被害が発生している。

このように、本流域では洪水による被害が度々発生している年がある一方、河川流量が少なくなる夏場を中心に、農業用水等の取水が困難となるなど、渇水による影響も生じている年もある。近年でも、令和元年８月に渇水が生じ、農業用水の取水停止や子吉川沿川の水力発電所の運転停止など、市民生活及び経済活動に大きな影響を与えている。本流域では、稲作をはじめとする農業が盛んであり、子吉川を水源としたかんがい用水が広く利用されているが、必要な流量が安定的に確保できない状況にある。

洪水と渇水の双方が懸念される状況に対応するため、河川法第16条に基づく子吉川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が平成16年10月に策定され、これに基づき、河川法第16条の２に基づく子吉川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「整備計画」という。）が平成18年３月に策定（令和５年９月変更）されている。また、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第４条第１項に基づき、鳥海ダムの建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）が平成30年12月に策定（令和５年８月変更）されている。

上記の方針及び計画に基づき、起業者が子吉川水系の治水対策及び利水対策を実施することとしている。